

○西東京市身体障害者（児）電話使用料等助成事業実施要綱

西東京市身体障害者（児）電話使用料等助成事業実施要綱

第1 目的

この事業は、在宅重度身体障害者（児）に対し、電話使用料等を助成することにより、身体障害者（児）の経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2 助成対象者

この事業の助成対象者は、市内に住所を有し、助成を申請しようとする日の属する年度（4月から6月までは前年度）分の市町村民税が非課税世帯の世帯員である者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 東京都が定める重度心身障害者（児）日常生活用具及び設備改善費給付等要綱（昭和47年11月9日付47民障福第750号）に基づいて西東京市が行う重度心身障害者（児）日常生活用具及び設備改善費給付等事業に基づく福祉電話の貸与者
- (2) 年齢18歳以上の下肢、体幹及び内部障害者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が2級以上のもの
- (3) 聴覚障害者で、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、ファクシミリ付電話を設置しているもの

第3 助成額

助成額は、回線使用料、屋内配線使用料、電話機使用料、通話料及びこれらに係る消費税等相当額とする。ただし、通話料については、月700円（第2第3号に該当する者にあつては月1,800円）を限度とし、これに満たないときはその額とする。

2 市長は、やむを得ないと認めるときは、前項の助成限度額を超えて助成することができる。

第4 助成の申請

この助成を受けようとする者は、西東京市身体障害者（児）電話使用料等助成申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

第5 決定等の通知

市長は、第4による申請があつたときは、速やかにその内容を審査した上で助成の可否を決定し、西東京市身体障害者（児）電話使用料等助成決定通知書（様式第2号）又は西東京市身体障害者（児）電話使用料等助成非該当通知書（様式第3号）により申請者に対して通知するものとする。

第6 助成の期間

助成の期間は、第5に規定する助成を決定した日の属する月から第9に規定する助成資格の消滅事由が発生した日の属する月までとする。

第7 助成の方法

市長は、第3に規定する助成額を月ごとに東日本電信電話株式会社に支払うもの

とする。

第8 助成の取消し

偽りその他不正の手段により助成を受けたとき又は市長が助成をすることが適当でないと認めたときは、助成の決定を取り消すことができる。

第9 助成資格の消滅事由

助成資格は、受給者が次の各号のいずれかに該当した日をもって消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2に規定する資格要件に該当しなくなったとき。
- (3) 施設に入所したとき。
- (4) 辞退したとき。

第10 届出義務

受給者が、次の各号のいずれかに該当したときは、各種福祉手当・助成変更届（様式第4号）、又は各種福祉手当・助成資格喪失届・未支払金請求書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名、電話番号等を変更したとき。
- (2) 第9に規定する助成資格が消滅したとき。
- (3) その他申請内容を変更したとき。

第11 調査

市長は、必要があると認めるときは、受給者に対し、調査又は書類の提出を求めることができる。

第12 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。